介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(生活援助サービス)契約書別紙(兼重要事項説明書)③

あなた (利用者) に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要 事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	〒000-0000 ○○市○○○○
代表者 (職名・氏名)	代表取締役 〇〇 〇〇
設 立 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
電 話 番 号	000-000-0000

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション〇〇〇	
サービスの種類	第1号訪問事業(生活援助サービス)	
事業所の所在地	〒000-0000 いわき市〇〇〇〇	
電 話 番 号	000-000-0000	
指定年月日・事業所番号	平成○○年○○月○○日指定	0000000000
管理者の氏名	00 00	
通常の事業の実施地域	いわき市全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を 図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、生活援助サー
	区ることもに、安心して日常生活を過ごりことができるより、生活後切り一ビスを提供することを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他
	関係法令及びこの契約の定めに基づき、市や事業者、地域の保健・医療・
運営の方針	福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の生活機能の維持、要
	支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のた
	め、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業(生活援助サービス)は、訪問支援員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の援助を行うサービスです。

生活援助	家事を行うことが困難な利用者等に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物など
------	---

5. 営業日時

	月曜日から金曜日まで
営 業 日	ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月31日から
	1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除きます。
	午前9時から午後6時まで
営業時間	ただし、利用者の希望に応じ、随時連絡可能な体制を整えるものとしま
	च े

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 〇人、 非常勤 〇人
○○○○研修修了者	常勤 〇人、 非常勤 〇人
	常勤 〇人、 非常勤 〇人

7. 事業責任者の指名

あなたへのサービス提供に係る事業責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

事業責任者の氏名	00 00
----------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、<u>原則として負担割合証に応じた基本利用料の額</u>です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・生活援助サービスの利用料

【基本部分】

サービス名称	対象	サービスの内容	算定単位
生活援助サービス	事業対象者、	指定訪問介護事業所が20分以上45分未満	102 光体/同
1 1	要支援1・2	提供するサービス	183 単位/回

生活援助サービス 21	事業対象者、 要支援1・2	指定訪問介護事業所が 45 分以上提供する サービス	225 単位/回
生活援助サービス 12	事業対象者、 要支援1・2	指定訪問介護事業所以外の事業者が 20 分 以上 45 分未満提供するサービス	162単位/回
生活援助サービス 22	事業対象者、 要支援1・2	指定訪問介護事業所以外の事業者が 45 分 以上提供するサービス	200単位/回
緊急時対応報酬	事業対象者、 要支援1・2	訪問時、利用者が倒れているなど、計画されたサービスに代わって移乗・移動等の介助をした場合に算定	165単位/回

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の算定単位が加算されます。

加算の種類	加算の要件	算定単位
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200単位/月
特別地域加算 ※	厚生労働大臣が定める地域(特別地域)に生活援助サービス事業所が所在する場合	所定単位×15/100
中山間地域加算 ※	厚生労働大臣が定める地域(特別地域)に事業所が所在し、かつ厚生労働大臣が定める施設基準に適合する場合	所定単位×10/100
市長が定める地域に居住する者へのサービス提供加算 ※	市長が定める地域に居住する者へサービス提供を行った場合(通常のサービス実施地域内でも可)	所定単位×10/100

⁽注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の〇〇%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の○○%の額

⁽注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、○○日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等		
	サービスを利用した月の翌月の〇日(祝休日の場合は直前の平日)に、		
口座引き落とし	引き落としあなたが指定する下記の口座より引き落とします。		
	○○銀行 ○○支店 普通口座 ○○○○○○		

	サービスを利用した月の翌月の○日(祝休日の場合は直前の平日)まで				
銀行振り込み	に、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。				
	○○銀行 ○○支店 普通口座 ○○○○○○				
現金払い	サービスを利用した月の翌月の〇日(休業日の場合は直前の営業日)ま				
	でに、現金でお支払いください。				

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	0000	
	氏名	0000	
	所在地	0000	
	電話番号	000-000-0000	
緊急連絡先	氏名(利用者との続柄)	0000 (0000)	
(家族等)	電話番号	000-000-0000	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	000-000-0000
	面接場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	いわき市長寿介護課	電話番号	0 2 4 6 - 2 2 - 7 4 6 7
	福島県国民健康保険団体連合会	電話番号	024-528-0040

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問支援員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問支援員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地

事業者 (法人) 名

代表者職・氏名

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。 また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

印

印

印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

本人との続柄

氏 名

印

立会人住所

氏 名

印